

介護保険施設・事業所開設者様

富山県厚生部高齢福祉課長

令和5年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援計画書の提出について

日頃から、本県の高齢者福祉施策等の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定される場合は、各指定権者へ「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援計画書」をご提出いただく必要があります。
つきましては、必要書類を下記により提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書・介護職員等ベースアップ等支援計画書
[様式2-1～2-4]
- (2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書[別紙2]及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表[別紙1、1-2] (令和5年度から当該加算の算定を開始する場合又は加算区分を変更する場合のみ)

2 提出先

県（保険者所管サービスがある場合、各保険者にご提出ください）

3 提出期限及び提出方法

- 令和5年4月又は5月から算定する場合
 - (1) 提出期限
令和5年4月15日（土）（郵送の場合は17日（月））【必着】
 - (2) 提出方法 ①又は② ※必ず法人単位で提出してください。
 - ① 郵送
〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号
県高齢福祉課施設・居宅サービス係 宛て
 - ② 電子申請
回答フォーム URL : <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=NGvoUKtA>
- 令和5年度の途中から算定する場合
加算算定開始月の前々月の末日（例：6月1日から算定する場合は4月末日）

4 国事務連絡の主な見直し事項（計画書に関するものに限る（詳細は国概要資料を参照））

- 計画書における前年度と今年度の賃金額比較の省略
- 計画書における事業所ごとの賃金総額等の記載の省略

5 留意事項

- 計画書の提出が令和5年4月15日（土）（郵送の場合は17日（月））までに間に合わない場合、当該加算の算定開始は令和5年6月以降になります。（令和5年4月及び5月は算定できません。）
- 国事務連絡の7頁8行目「複数」の記載は誤りであり、「1つ以上」が正しい記載となります。（介護職員処遇改善加算の職場環境等要件）
- 実績報告書における前年度の考え方が1月～12月から、4月～3月に変更となっていますので、ご注意ください。

【事務担当】施設・居宅サービス係
TEL : 076-444-3414